

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	法定労働条件の確保・改善を図ること
--------------	-------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること
施策目標	1-1	法定労働条件の確保・改善を図ること
個別目標	1	法定労働条件の確保・改善を図ること
		(主な事務事業) ・法定労働基準の履行確保を図るための監督指導 ・労働基準関係法令違反に係る申告に対する申告処理 ・重大、悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分
個別目標	2	最低賃金制度の適正な運営を図ること
		※ 重点評価課題(最低賃金制度の適正な運営について)
		(主な事務事業) ・最低賃金制度推進事業
個別目標	3	労働契約に係るルールの特明確化を図ること
		(主な事務事業) ・中小企業労働契約支援事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。		
2 根拠法令等 ○労働基準法(昭和22年法律第49号) ○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ○最低賃金法(昭和34年法律第137号)		
主管部局・課室	労働基準局監督課	
関係部局・課室	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	

## 2. 現状分析

景気回復が見られるものの、賃金の不払、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど法定労働条件が守られないといった事態がまだまだ見られている。このような状況の中で、これらの問題の解消を重点として、積極的な行政運営に努めていく必要がある。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	定期監督等の実施件数(単位:件) (-)	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872

2	申告処理件数 (単位: 件) (-)	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234
3	司法処理件数 (単位: 件) (-)	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219
4	市町村広報誌への掲載割合 (単位: %) (80%以上/毎年)	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1
5	中小企業労働契約支援事業を活用 した事業場数 (単位: 件) (15,228件以上/平成19 年度)	-	-	-	-	-
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。</li> <li>・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。</li> <li>・指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。</li> <li>・指標3は、労働基準監督署(労働基準監督官)が労働基準関係法令違反により送検した件数である。</li> <li>・指標4は、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。</li> <li>・指標5は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。</li> </ul>						
<p><b>施策目標の評価</b></p> <p>労働基準監督機関による事業場への監督指導等については、労働基準関係法令上問題が認められる事業場を対象とし、その是正を図るために実施されるものである。平成18年については、法違反が認められた事業場について、是正勧告や司法処理を実施しており、施策目標の達成に向けて継続的な取組が行われた。</p> <p>また、最低賃金制度の周知広報については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載することが効果的かつ効率的な方法である。平成18年については、全市町村広報誌の8割以上に掲載され目標を上回った。</p> <p>以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p>						

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 法定労働条件の確保・改善を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	定期監督等の実施件数(単位:件) (一) ※施策目標に係る指標1と同じ。	131,878	121,031	122,793	122,734	118,872
2	申告処理件数(単位:件)(一) ※施策目標に係る指標2と同じ。	43,898	46,009	43,423	41,003	40,234
3	司法処理件数(単位:件)(一) ※施策目標に係る指標3と同じ。	1,328	1,399	1,339	1,290	1,219
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1～3は、労働基準局監督課の調べによる。</li> <li>・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。</li> <li>・指標2は、労働基準監督署が労働者等からの申告を受理した件数である。</li> <li>・指標3は、労働基準監督署(労働基準監督官)が労働基準関係法令違反により送検した件数である。</li> </ul>						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
1 定期監督等の実施						
(1) 限られた人員の中で効率的かつ効果的な監督指導を実施するため、監督指導対象事業場を選定する際に、特に力点を置いて取り組むべき重点課題(重点業種等)を的確に設定し、重点志向に徹した行政展開を図っている。また、労働者からの情報等を基に法違反の疑いのある事業場に対して監督指導を実施することにより、効率化を図っている。						
(2) 平成18年においてはそのように選定した事業場118,872件に対して定期監督等を実施し、法違反が認められる事業主に対し、法違反の是正を勧告した。						
2 申告処理の実施						
(1) 相談に来署した労働者等に対しできる限り迅速かつ丁寧に対応するとともに、適正にその申告処理を行っている。						
(2) 労働者等からの申告を契機とした応答的業務であるが、申告件数40,234件に対して、法違反が認められる事業主に対し、是正勧告等を実施した。						
3 司法処理の実施						
重大悪質な法違反が認められた事案1,219件に対して、法違反に係る刑事責任を追及することにより、法定労働条件の確保・改善の実効性を図った。						
4 定期監督等、申告処理及び司法処理それぞれの手段の実施により、法定労働条件の確保・改善が効果的に図られたと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 法定労働基準の確保を図るための監督指導						
平成18年度 予算額 : 1,050百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
: 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
: その他( )						
概要:						
労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、全国の労働基準監督署(労働基準監督官)が事業場に立入りのうえ監督指導を実施するとともに、労働者から事業場における法違反についての申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。また、重大悪質な法違反が認められた場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき司法処分(犯罪捜査、検察庁への送致)を行う。						

個別目標 2 最低賃金制度の適正な運営を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	市町村広報誌への掲載割合 (単位:%) (80%以上/毎年) ※施策目標に係る指標4と同じ。	89.9	84.1	85.8	87.3	82.1
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局勤労者生活部勤労者生活課の調べによる。 ・市町村広報誌への掲載割合は、全市町村の広報誌が対象である。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>最低賃金制度においては、低賃金労働者の生活の安定を図るというセーフティネットとしての機能を果たすことが重要であるが、そのためには、対象となる労使をはじめ、広く一般に制度を周知し遵守させることが不可欠である。</p> <p>市町村広報誌は基本的に、当該自治体のすべての住民に配布されるものであり、また、そこへの掲載は無料であるため、これを広報媒体として活用することは、広く一般に制度を周知し遵守させるための効果的かつ効率的な手段である。</p> <p>このため、市町村広報誌への掲載依頼を行い、毎年80%以上の市町村広報誌への掲載を行うという目標を設定し、これを達成したところである(平成18年度の掲載割合は82.1%)。</p> <p>なお、平成18年の掲載割合が平成17年に比べ減少しているが、これは地方自治体が経費削減のため広報掲載を有料化する、あるいは誌面を縮小して当該市町村内の地元情報を優先して掲載する等の事情によるものと思われる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 最低賃金制度推進事業						
平成18年度	402百万円 (補助割合: [国 / ][ / ][ / ])					
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )					
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ( )					
概要:						
<p>最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上を労働者に支払わなければならないとする制度である。</p> <p>最低賃金には、各都道府県ごとに決められ、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される地域別最低賃金と、各都道府県内の特定の産業の労働者とその使用者を適用対象とする産業別最低賃金があり、これらの最低賃金は都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会の審議を経て決定される。</p> <p>国は、地域の広範囲に存在する労使に対し、制度の普及、定着を図るための広報・啓発活動を実施している。</p>						

個別目標3 労働契約に係るルールの明確化を図ること						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	中小企業労働契約支援事業を活用した事業場数(15,228件以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、平成19年度から開始する事業のため、未記入。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業が平成19年度より実施されるため、平成20年度に実施する実績評価より評価を行うこととする。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 中小企業労働契約支援事業						
平成 年度 : 百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要: 望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施し、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図る(平成19年度新規事業)。						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）  
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
「経済的に困難な状況にある勤労者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、必要な見直しを行う。」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

Ⅲ－４－１ 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること